

令和6年度食べきりキャンペーン・てまえどりキャンペーン広報用ポスター等作成委託業務
企画提案募集要項

1 趣旨

県民の食品ロス削減への更なる意識醸成を図るため、より親しみやすく注意を引くような啓発ポスター・POPのデザイン作成委託を、企画提案競技を行ったうえ実施する。

2 契約に付する事項

- (1) 委託名 令和6年度食べきりキャンペーン・てまえどりキャンペーン広報用ポスター等作成委託業務
- (2) 履行場所 大分県大分市大手町3丁目1番1号 別館5階 生活環境部循環社会推進課及び県が提示する送付先
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年10月31日まで
ポスター等の納品は令和6年9月24日まで
- (4) 業務概要 別紙「令和6年度食べきりキャンペーン・てまえどりキャンペーン広報用ポスター等作成委託業務仕様書」による。
- (5) 県予算額 委託額 1,144千円（消費税を含む。）
- (6) 著作権等
仕様書による。

また成果物及び委託契約に基づく県の成果物の利用が第三者の著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

3 参加資格等

- (1) 参加資格
 - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ②大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者、又は、同等の資格を有する者。
 - ③本事業を委託できる財政的健全性を有していること。
 - ④委託業務の遂行にあたり、専門性を有すると共に十分な業務体制が整っていること。
 - ⑤県との情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡が取れる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする。）
 - ⑥過去5年間に印刷物（広報紙、パンフレット、ポスター等）のデザイン業務を受注した実績があり、その現物を提出できること。
 - ⑦宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
 - ⑧特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的

とするものではないこと。

- ⑨本企画提案競技の公告の日から委託契約の前日までに大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- ⑩公告日以前3カ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- ⑪破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく公正手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑫自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が坊直弾（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（2）参加申込書及び資格審査書類

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を**令和6年8月5日（月）17：00**までに提出すること。（e-mail・FAX可。その場合必ず着信を確認すること。）

また、次に定める資格審査書類を提出期限（**令和6年8月8日（木）17：00**）までに持参または簡易書留郵便で提出すること。

資格審査書類（1部提出。A4サイズ。長辺綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること））

- ① 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書（別紙様式2）
- ② 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）
- ③ 過去の類似業務の実績を証する書類

なお、大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（県税）
- ・ 納税証明書（地方消費税）
- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

参加申込書及び資格審査書類提出先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 別館5階
大分県生活環境部 循環社会推進課 資源化推進班
T E L 097-506-3141
F A X 097-506-1748
e-mail a13410@pref.oita.lg.jp

（3）その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、**令和6年8月6日（火）17:00**までに「辞退届」（別紙様式3）を提出すること。

4 質問の受付及び回答

（1）受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙様式4）にて行うものとし、質問書はe-mailまたはFAXで提出すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

なお、件名は「令和6年度食べきりキャンペーン・てまえどりキャンペーン広報用ポスター等作成委託業務に関する質問」とすること。

（2）質問書の提出先及び提出期限

① 提出期限 **令和6年7月31日（水）17:00**まで

② 提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県生活環境部 循環社会推進課 資源化推進班
F A X 097-506-1748
e-mail a13410@pref.oita.lg.jp

（3）回答

質問に対する回答は、ホームページに掲載する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。

5 企画提案書の提出等

(1) 提出書類

下記の書類を装丁、ステープル止め等行わずに提出すること。

なお、企画は1者1案のみの提出に限るものとする。

- ① デザイン案：ポスター・POPをそれぞれ2種類：5部ずつ
- ② 過去5年以内にデザイン業務を受注した印刷物の現物（1種類）：5部
- ③ 業務実施体制表（様式は任意）：A4サイズ1枚：5部
- ④ 見積書（様式は任意、消費税額、消費税課税事業者の有無等を記入すること）：5部（1部原本、4部写しで可）

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出先

①提出期限 **令和6年8月8日（木）17：00**まで

②提出先 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 別館5階
大分県生活環境部 循環社会推進課 資源化推進班

(3) その他

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

6 審査及び結果通知

(1) 審査について

企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

(2) 審査委員会は、書面審査にて行う。

日時：令和6年8月19日（月）から21日（水）

※日程は変更となる場合がある。

(3) 審査結果について

審査結果は、**令和6年8月23日（金）**を目処に審査委員会に關係する全ての企画提案者に対して文書により通知する。

(4) 委託候補者について

最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

7 その他

(1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。

- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 本件における提案はあくまでもプロポーザル企画提案とし、受託候補者選定の審査材料となるものであり、実際の業務推進に当たっては本県と協議した上で決定すること。
- (4) 契約に当たっては、企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、必要に応じて修正することができるものとする。

9 参加申込書・企画提案書等の提出及び本事業に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 別館5階
大分県生活環境部 循環社会推進課 資源化推進班
電 話 097-506-3141
F A X 097-506-1748